

2015年7月29日

弁護団・責任論担当

1. いま、いわき市民訴訟で何が問題となっているか

責任論の位置づけ

被害をもたらした加害責任の所在とその内容、悪質性

無過失責任（＝無責任を認める）ではなく、過失責任を問う

東電のみならず、規制官庁である国の不作為が事故をもたらした事実

裁判の争点

① 地震・津波の予見可能性

2002年ないし2006年の時点で、福島第一原発で全交流電源喪失をもたらす程度の地震・津波を予見していた or 予見する可能性があったといえるかどうか。

国と東電は、「想定外」「誰にも予見できなかった」「確立した知見なし」

しかし、そもそも予見し得た事実からあえて目をそらしてきた

② 国の規制権限行使の違法性

津波に関する最新の知見を反映しない基準

津波対策を徹底せず、シビアアクシデント対策を敢えて行わず

2. 本日の裁判で行ったこと

責任原因（＝国のいかなる規制権限行使が違法であったか）の追加主張

1991年の非常用電源設備の水没事故「日本の事故の中で一番大きい」

2006年の省令改正で非常用電源の「多重性、多様性、独立性」を規定

福島第一原発の非常用電源は、同じフロアに集中的に配置

求釈明

株主代表訴訟で提出されている東電の内部文書の開示を要求

3. 次回に向けての課題

専門家証人による立証の準備

続々と明らかになってきた証拠に基づく新しい主張

4. みなさんをお願いしたいこと

添田孝史「原発と大津波」（岩波書店）をぜひ読んでください

立石学習会、添田学習会を糧に、原告団内外での学習会を開いてください